

建設工事における公害規則

1 騒音規制法及び振動規制法による規制

① 適用範囲及び勧告基準

規制対象作業は、騒音規制法に定める特定建設作業（6種類）と、振動規制法に定める特定建設作業（4種類）です。これら特定建設作業の種類と規制基準等は別表のとおりです。

なお、作業を開始した日に終わるものは適用されません。

② 届出は7日前までに

特定建設作業を実施する場合には、該当する特定建設作業の種類ごとに、作業の7日前（中7日あける）までに特定建設作業実施届出書を提出してください。

届出義務者は、工事全般を統轄管理している元請業者となります。

③ 改善勧告及び改善命令

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が別表に示す基準に適合せず、その特定建設作業の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音又は振動の防止の方法の改善や、作業時間の変更・短縮を勧告することがあります。この勧告に従わないときには改善命令を出します。

届出を怠ったとき、虚偽の届出をしたとき、改善命令に従わないときには罰則の適用があります。

2 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」【環境確保条例】による規制

規制対象作業は、条例で定める指定建設作業（騒音8種類・振動6種類）です。これら指定建設作業の種類と勧告基準等は別表のとおりです。

指定建設作業は届出の必要がありませんが、発生する騒音又は振動が別表の基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、改善勧告、改善命令、罰則の適用があります。

届出の方法

騒音規制法に定められた特定建設作業（6種類）、振動規制法に定められた特定建設作業（4種類）を行うときは、つぎの要領により作業開始の7日前までに、必要書類を添付して届出をしてください。

1 届出書類（各特定建設作業について）

特定建設作業実施届出書（法令で定められたもの）… 2通（正本、写し）

（同一の工事であれば作業の種類が複数であっても同一届出で提出できます。）

〔例〕ドロップハンマー及びジャイアントブレイカーを使用する作業の場合
ドロップハンマー { 騒音規制法「くい打ち機を使用する作業」
振動規制法「くい打ち機を使用する作業」

ジャイアントブレイカー { 騒音規制法「さく岩機を使用する作業」
振動規制法「ブレイカーを使用する作業」

2 添付書類（正本及び写しにそれぞれ添付）

① 工事工程表（全工程表）

工事全体工程がわかるもの（特定建設作業の部分を明記してください。）

② 現場周辺の見取図

工事現場から半径80m内の住宅・病院・学校等建物一軒ごとの名称がわかるもの。

〔例〕住宅地図などの写し

工事現場及び近隣説明場所等を地図上に色分け等で明記してください。

使用した説明文書も添付してください。

③ 必要に応じて添付するもの

イ 道路使用許可書*または道路工事等協議書*の写し、理由書、合意書類（協定書・同意書）など（道路関係工事で、夜間・日曜・休日に特定建設作業を行う場合）

※「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」による条件が付されていること。

□ 委任状（元請業者以外が届出者となる場合）

なお同一工事であって、騒音規制法と振動規制法に基づく届出を同時にする場合には、振動規制法の添付書類は省略できます。（届出書は必要です）

〔例〕ジャイアントブレイカーを使用する場合

○騒音規制提出書類… 特定建設作業（騒音規制法）実施届出書及び添付書類

○振動規制提出書類… 特定建設作業（振動規制法）実施届出書〈添付書類省略可〉

届出書の書き方

1 届出者

元請業者となります。届出者の代表者は法人にあっては、代表権を有するものに限り、ただし、その工事の契約上権限責任を負っているものであれば、代表者とみなします。
届出者欄の押印については、代表者印を押すこと。（社印・個人印は不可。）

2 建設工事の名称

「干代田ビル新築工事」、「〇〇ビル解体工事」、「水道管入替工事」のように工事名を具体的に記入してください。

3 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

「SRC造、地下1階、地上6階建て」、「ステンレス管長さ6m×60本」のように建築物の構造等を具体的に記入してください。

4 特定建設作業の種類

「さく岩機を使用する作業」、「くい打機を使用する作業」のように法令に掲げる作業の種類を記入してください。

5 特定建設作業の実施の時間

特定建設作業に要する期間の延べ日数を記入し、余白に期間中作業をしない日を記入してください。

[例] 日曜・休日を除く等

6 特定建設作業の開始及び終了の時刻

当該特定建設作業の開始及び終了の時刻を記入してください。

作業日は、上記5の延べ日数から作業をしない日を除いた日数を記入してください。

実働時間は、1日あたりの時間（10時間以内）。

7 騒音防止（振動防止）の方法

防止方法を具体的に記入してください。

[例]

○現場周囲防音シート（鋼板、パネル）養生、高さ3m。

○近隣には工事内容を説明し、連絡しながら作業する。

○使用時間を最小限にし低騒音型機械を使用する。

騒音	作業の種類
特定建設作業 （法律）	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） ※もんけんとは、人力によるものをいう。 〔適用になる機械の例〕ドロップハンマー、パイプロハンマー、エアハンマー等でオーガーを使用しないもの。
	2 びょう打機を使用する作業
	3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 〔適用になる機械の例〕ハンドブレイカー、コールピックハンマー、シャイアントブレイカー等
	4 空気圧縮機を使用する作業（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る） ※さく岩機の動力として使用する作業を除く
	5 コンクリートプラント（混練容量が0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練容量が200kg以上）を設けて行なう作業（モルタル製造を除く）
	6 掘削機械を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 〔適用になる機械の例〕バックホウ（定格出力80KW以上）トラクターショベル（定格出力70KW以上）、ブルドーザー（定格出力40KW以上） *環境庁長官が指定する「低騒音型建設機械」は除く

騒音規制法施行令 別表第二をもとに作成

指定建設作業 （条例）	1 穿孔機を使用するくい打作業 〔適用になる機械の例〕アースドリル等（打撃を加えない作業）	
	2 インパクトレンチを使用する作業	
	3 コンクリートカッターを使用する作業	
	4 ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が、50mを超えない作業に限る。
	5 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業	
	6 コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	
	7 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を除く）	
	8 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く） 〔適用になる機械の例〕ニブラー、クラッシャー等	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が、50mを超えない作業に限る。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 別表九をもとに作成（抜粋）

〔適用除外事項〕

- イ 災害、非常事態緊急作業
- ロ 人の生命、身体危険防止緊急作業
- ハ 鉄軌道の正常運行確保のための作業
- ニ 変電所の変更工事で休日に行なう必要がある場合
- ホ 道路法による道路使用許可条件及び協議条件に、夜間又は休日に特定建設作業を行なう旨の条件のついた場合

音量の規則 （敷地境界線上）	作業時間の規則	一日における延べ 作業時間の規則	同一場所における 連日作業時間の規則	日曜・休日の 作業の規則
8.5dB (A)	7時～ 19時	全作業 10時間 以内	6日 以内	全作業 禁止
8.0dB (A)	7時～ 19時	全作業 10時間 以内	6日 以内	全作業 禁止
8.5dB (A)	※6については 道交法に規定す る交通規制が行 われている場合 は7時～21時 とする。			
適用除外	イ.ロ. ハ.ニ	イ.ロ	イ.ロ	イ.ロ. ハ.ニ.ホ

振動	作業の種類	
特定建設作業 （法律）	1	<p>くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く）を使用する作業 ※もんけんとは、人力によるものをいう。 [適用になる機械の例] ドロップハンマー、パイプロハンマー、エアーハンマー等 *オーガーを併用するものも含む。</p>
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破砕機を使用する作業
	4	<p>ブレーカー（手持ち式を除く）を使用する作業 [適用になる機械の例] ジャイアントブレーカー、レッグドリル等</p> <p>作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が、50mを越えない作業に限る。</p>

振動規制法施行令 別表第二をもとに作成

指定建設作業 （条例）	1	圧入式くい打機、油圧式くい抜機、又は穿孔機を使用するくい打設作業 [適用になる機械] アースドリル等（打撃を加えない作業）
	2	ブレーカー（手持ち式のものを除く）以外のさく岩機を使用する作業
	3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業
	4	空気圧縮機を使用する作業（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る） ※さく岩機の動力として使用する作業を除く
	5	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業
	6	<p>動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く） [適用になる機械の例] ニブラー、クラッシャー等</p> <p>作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が、50mを越えない作業に限る。</p>

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 別表九をもとに作成（抜粋）

〔適用除外事項〕

- イ 災害、非常事態緊急作業
- ロ 人の生命、身体危険防止緊急作業
- ハ 鉄軌道の正常運行確保のための作業
- ニ 変電所の変更工事で休日に行なう必要がある場合
- ホ 道路法による道路使用許可条件及び協議条件に、夜間又は休日に特定建設作業を行なう旨の条件のついた場合

振動の規則 (敷地境界線上)	作業時間の規則	一日における延べ 作業時間の規則	同一場所における 連日作業時間の規則	日曜・休日の 作業の規則
75dB	7時～ 19時	全作業 10時間 以内	6日 以内	全作業 禁止
70dB	7時～ 19時	全作業 10時間 以内	6日 以内	全作業 禁止
65dB				
70dB				
75dB				
適用除外	イ.ロ. ハ.ニ	イ.ロ	イ.ロ	イ.ロ. ハ.ニ.ホ

記載例

騒音

特定建設作業実施届出書

〇年 〇月 〇日

千代田区長 殿

東京都千代田区九段南1-2-1

届出者
氏名

住所

環境保建設株式会社
代表取締役 千代田太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号 ()

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

Table with 10 rows and 4 columns. Rows include: 建設工事の名称, 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類, 特定建設作業の種類, 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様, 特定建設作業の場所, 特定建設作業の実施の期間, 特定建設作業の開始及び終了の時刻, 騒音の防止の方法, 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名, 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所, 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名, 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所, ※ 受 理 年 月 日, ※ 審 査 結 果.

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにとまとめてさしつかえない。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
7 氏名法人にあつてはその代表者の氏名を記載し、押印することによって、本人法人にあつてはその代表者が署名することができる。

※地図記入
※受付印

届出先 問合せ先
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 公害指導係

注:この届出書は千代田区専用です。

記載例

振動

特定建設作業実施届出書

千代田区長 殿

〇年 〇月 〇日

届出者 住所 東京都千代田区九段南1-2-1
氏名 環境保全建設株式会社
代表取締役 千代田太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号 ()

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

Table with 10 rows and 4 columns. Headers include: 建設工事の名称, 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類, 特定建設作業の種類, 特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様, 特定建設作業の場所, 特定建設作業の実施の期間, 特定建設作業の開始及び終了の時刻, 振動の防止の方法, 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名, 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所, 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名, 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所, ※ 受 理 年 月 日, ※ 審 査 結 果.

- 備考 1 この届出書は、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにとまとめてさしつかえない。
5 ※印の欄には、記載しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

※地図記入
※受付印

届出先 問合せ先 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 公害指導係

注:この届出書は千代田区専用です。